

募集要領 - 別表

本事業における助成対象経費は、以下のとおりです。

支援事項	助成率	助成対象経費	事業(支援)内容例
1. 山村おこしプランの策定	定額	技術者給 賃金 謝金 旅費 需用費 役務費 使用料及び賃借料 委託料(ホームページ制作)	<p>経験豊かな都市住民等と山村住民(「山村塾」関係者)等による山村に眠る資源調査・発掘</p> <p>「山村塾」関係者等の知恵や新しい発想を活かした山村おこしプランの策定</p> <p>山村おこしプランの地元説明会の開催</p> <p>その他</p> <p>(注1) 応募要件でもある「山村塾」構成員に係る人件費、謝金、旅費(宿泊費を含む)は、助成できません。</p> <p>なお、助成できない故をもって、これら経費について、事業実施主体が独自に負担することを制限している訳ではありません。</p>
2. 山村おこしプランの実証活動	50%以内	技術者給 賃金 謝金 需用費 役務費 使用料及び賃借料 備品等購入費 改修等工事費	<p>プラン実施箇所の整備(看板設置、不良木の除去等)</p> <p>ガイドブック(栽培マニュアル、案内)の作成</p> <p>都市住民のモニター調査や体験活動募集</p> <p>その他</p> <p>(注1) 「備品等購入費」は、活動に必要な看板設置や事業実施のために直接必要な備品・資機材等(椎茸用原木、鉋、鎌等)の購入費です。</p> <p>また、50万円以上の備品等については、助成対象外となります。</p> <p>(注2) 「改修等工事費」は、既存ストック改修工事費(歩道改修、手すり修繕、炭窯修繕等)です。</p> <p>(注3) 応募要件でもある「山村塾」構成員に係る人件費、謝金、旅費(宿泊費を含む)は、助成できません。</p> <p>なお、助成できない故をもって、これら経費について、事業実施主体が独自に負担することを制限している訳ではありません。</p>

注) 取得費用が50万円以上の機械・器具等の購入費、施設建設費は、助成対象となりません。